

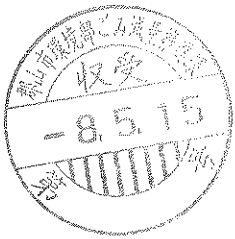
様式第二号の十三(第八条の十七の二関係)

(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画書

令和8 年 5 月 15 日

郡山市長 殿



提出者

住 所 福島県郡山市待池台1-23

氏 名 東京応化工業㈱ 郡山工場
工場長 山崎 晃義

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 024-959-6911

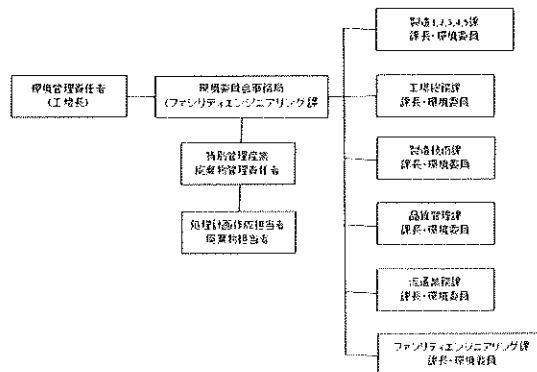
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	東京応化工業株式会社 郡山工場
事業場の所在地	郡山市待池台1丁目23番地
計画期間	令和8年 4月 1日 から 令和9年 3月 31日まで
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
① 事業の種類	16 化学工業 169 その他の化学工業
② 事業の規模	製造品出荷額等 550億円/年
③ 従業員数	265 人
④ 特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	① 引取後処理(計画) 産業廃棄物発生 ↓ パレットのホムラケンクにて保管 ↓ 収集運搬業者に産業廃棄物の回収を依頼(1回/月) ↓ 工場内の貯蔵庫にて貯蔵する

(第2面)

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)



特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和 7 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	引火性廃油（有害）	－
	排 出 量	456 t	－ t
	（これまでに実施した取組） 引火性廃油（有害）は製造工程を見直して、廃棄量を抑制するとともに、分別徹底する。 また、有価物に転換する。		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	引火性廃油（有害）	－
	排 出 量	400 t	－ t
	（今後実施する予定の取組） 引火性廃油（有害）は有価物に転換する。		

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	（分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） 引火性廃油（有害）は有価物に転換する。 分類保管管理を徹底する。
②計画	（今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） 引火性廃油（有害）は有価物に転換する。

(第3面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（令和 7 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	—	—
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	— t	— t
	(これまでに実施した取組)		
	自ら再生利用は行わない。		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	—	—
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	— t	— t
	(今後実施する予定の取組)		
	実施予定は無い。		

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（令和 7 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	—	—
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	— t	— t
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	— t	— t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	—	—
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	— t	— t
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	— t	— t
	(今後実施する予定の取組)		
	実施予定は無い。		

(第4面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

①現状	【前年度（令和 7 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	-	-
	自 ら 埋 立 処 分 を 行 っ た 特別管理産業廃棄物の量	- t	- t
	（これまでに実施した取組） 自ら埋立処分は行わない。		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	-	-
	自 ら 埋 立 処 分 を 行 う 特別管理産業廃棄物の量	- t	- t
	（今後実施する予定の取組） 実施予定は無い。		

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（令和 7 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	引火性廃油（有害）	-
	全 処 理 委 託 量	456 t	- t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	456 t	- t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	0 t	- t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	0 t	- t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	0 t	- t
	（これまでに実施した取組） 委託基準に従って業者に委託し、処理後に特別管理産業廃棄物の処理状況の確認を行う。		

(第5面)

②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	引火性廃油（有害）	－
	全 処 理 委 託 量	400 t	－ t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	400 t	－ t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	0 t	－ t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	0 t	－ t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	0 t	－ t
	(今後実施する予定の取組) これまで実施した取組みを継続し、特別管理産業廃棄物処理業者を選定 する際には、優良認定業者から行うことを推進する。		
電子情報処理組織の使用 に関する事項	【前年度（令和 7 年度）実績】		
	特 別 管 理 産 業 廃 棄 物 排 出 量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	456	t
	(今後実施する予定の取組等) 令和2年度4月より電子マニフェスト導入済み		
※事務処理欄			